

## 第5回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月28日(火) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 13人  
会長 6番 中井 悟  
会長職務代理 3番 西元 道啓  
委員 1番 中村 広 5番 西田 和幸  
6番 伊藤 忠幸 8番 坂野 幸夫  
9番 吉田 靖志 10番 杉本 峯一  
11番 石井 妙司 13番 近藤 一祝  
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人  
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 2番 気田 仁奈 12番 坂井 明治
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 現況証明願いについて  
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第6 農地法第3条の規定による許可申請について  
第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第8 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農地利  
用集積推進計画(案)について  
第9 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について  
第10 後志地方農業委員会連合会管外視察研修について  
第11 蘭越町農業委員会先進地視察研修について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則  
農地係長 小柳 大騎

## 7 会議の概要

議長  
(中井会長)

ただいまの出席委員は、13名であります。  
定足数に達しておりますので、これから第5回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が気田委員、坂井委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

それでは、9番吉田委員と10番杉本委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第4回の総会以降の諸般について、報告します。

11月1・2日 後志地方農業委員会連合会管外視察研修  
新篠津村 当別町 江別市

11月8日～10日 先進地道外視察研修

兵庫県南あわじ市 大阪府羽曳野市 大阪府能勢町

11月18日 第12回米-1グランプリ 蘭越町役場 山村開発センター

11月22日 北海道農業会議常設審議会 札幌市

11月24日 新任農業委員等研修会 倶知安町

地区別農業委員研修会 倶知安町

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 現況証明願いについてを議題とします。  
番号1番から番号3番について上程します。

担当委員から順次、調査の報告をお願いします。

13番  
(近藤委員)

番号1番、11月16日に私と杉本委員で現地確認してきました。場所は〇〇から、〇〇さんの住宅に向かって行く途中の土地になります。現況は農地・採草放牧地以外と確認しましたことを、報告致します。

以上よろしくお願いいたします。

11番  
(石井委員)

番号2番、私と宮武委員・西田委員で現地を確認してきました。場所につきまして、〇〇から〇〇に向かいます。〇〇さんの家から〇〇ほど行った所の右側になります。農地・採草放牧地以外と確認しております。以上です。

6番  
(伊藤委員)

番号3番、11月14日ですが、中井会長・中村委員そして私の3名で現地を確認しました。場所ですけれども、〇〇から〇〇ほど進んだ〇〇のすぐ右側の場所となります。現況は農地・採草放牧地以外と確認しました。

よろしくご審議お願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通

知についてを議題とします。

番号1番から番号6番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和5年11月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇、田で〇〇㎡です。契約期間は令和4年12月22日から令和5年12月20日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年11月15日、解約成立年月日等は令和5年11月28日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成22年11月30日から平成27年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年11月13日、解約成立年月日等は令和5年11月28日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成8年2月28日から平成18年2月28日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年11月17日、解約成立年月日等は令和5年11月28日です。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和3年4月28日から令和4年4月27日及び令和4年3月31日から令和14年3月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年11月15日、解約成立年月日等は令和5年11月28日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成8年12月27日から平成18年12月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年11月13日、解約成立年月日等は令和5年11月28日です。

す。解約理由は、耕作できないためです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成2年12月27日から平成12年12月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年11月15日、解約成立年月日等は令和5年11月28日です。解約理由は、耕作できないためです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

15番  
(宮武委員)

番号1番、内容については事務局説明の通りでございます。場所につきましては、〇〇から左に曲がり、〇〇ほど行った所をまた左へ曲がったところにある〇〇さんの住宅付近となります。どうぞよろしくお願いいたします。また議案第4号2番で出てきますのでよろしくお願いいたします。

1番  
(中村委員)

番号2番、内容については事務局説明の通りでございます。場所ですが、〇〇の横と〇〇に向かったところの右側となっております。

よろしくお願いいたします。

6番  
(伊藤委員)

番号3番、4番についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りであります。場所ですけれども、〇〇さん宅があるのですけれども、その〇〇の向かい側になります。

よろしくお願いいたします。

3番  
(西元委員)

番号5番、6番に関して、ご説明申しあげます。内容に関しましては、事務局説明の通りでございます。〇〇さんの体調が悪いという事で、今回こういうことになりました。場所に関しましては、〇〇と〇〇が交差する所があるのですけれども、〇〇側から行ってその交差するところのちょうど右側にある圃場が6番の方で、5番に関しましては、〇〇の交差するところを下った所の〇〇にある圃場になります。

よろしくお願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全委員                           | 質疑なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長<br>(中井会長)                 | 質疑なしと認めます。<br>原案のとおり受理してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 全委員                           | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長<br>(中井会長)                 | 本案は原案のとおり受理することとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局<br>(小柳係長)                 | <p data-bbox="461 667 1471 757">日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p data-bbox="496 766 959 801">番号1番について上程します。</p> <p data-bbox="496 810 890 846">事務局から説明願います。</p> <p data-bbox="461 918 1471 1160">議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和5年11月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。</p>                                                                                                                        |
| 議 長<br>(中井会長)<br>1番<br>(中村委員) | <p data-bbox="461 1223 1471 1514">番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、貸付理由は解約した農地を後継者に貸し付けするものです。価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和14年12月20日までの9年間です。</p> <p data-bbox="461 1523 890 1559">調査書は別紙のとおりです。</p> <p data-bbox="496 1626 823 1662">ご審議願います。</p> <p data-bbox="496 1778 1206 1814">引き続き、担当委員から補足説明を願います。</p> <p data-bbox="461 1881 1471 2065">番号1番、内容につきましては、事務局説明の通りでございます。場所ですが、〇〇横と〇〇に向かったところの右側となっております。よろしく願います。</p> |

議 長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長  
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和5年11月28日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年12月6日から令和15年12月5日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

15番  
(宮武委員)

番号1番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所については、〇〇から向かいますと、〇〇さんの住宅を左に曲がりまして、一番突き当たりまで向かいまして、右側の圃場の2筆でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案の番号1番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)  
再開します。

番号2番から番号6番について上程します。

事務局  
(小柳係長)

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円から〇〇円で、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和6年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年3月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設

定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年12月6日から令和15年12月5日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年12月6日から令和15年12月5日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円で、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和6年1月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年2月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年12月6日から令和8年12月5日までの3年間です。貸付理由は、耕作できないため農地を貸付けするものです。調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

15番  
(宮武委員)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

番号2番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所につきましては、議案第2号1番で説明した〇〇さんの家の周りの4筆となります。

よろしくお願いいたします。

13番  
(近藤委員)

番号3番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所につきましては、〇〇の〇〇さんの住宅の裏と道路の下と両方挟んである圃場となります。

よろしくお願いいたします。

番号4番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所は、〇〇を〇〇の方に上がって〇〇の方に曲がって、右に入って行った場所の一角であります。

よろしくお願いいたします。

6番  
(伊藤委員)

番号5番、内容につきましては事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇さん宅の道路向かいの2区画になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

16番  
(安田委員)

番号6番、内容につきましては事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇に向かいまして、途中の〇〇を左折して、〇〇位の所に〇〇さんの住宅がございます。その住宅に隣接する圃場です。

よろしくお願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案の番号2番から番号6番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第8、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

番号1番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積促進計画(案)の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用集積促進計画(案)の適否について、議決を求める。

令和5年11月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、権利の設定を受ける者は、〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 北海道農業公社。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、期間は令和5年12月22日から令和10年11月6日までの5年間です。価格は総額で、〇〇円です。借受理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

番号1番については、所有者の〇〇さんが平成30年から令和10年までの10年間、公社と賃貸借契約を結んでいます。公社と〇〇さんの契約が平成30年から令和5年までであったため、残期間の5年間について、契約更新するものです。

なお、受け手のみの集積促進計画案の変更になることから、強化法による利用集積計画によるものではなく、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定によるものとなっております。

ご審議お願いいたします。

議長  
(中井会長)  
15番  
(宮武委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容については事務局説明の通りでございます。場所につきましては、〇〇手前の圃場1つと、〇〇手前から右側に上がっていった先にある離れたところの右側1角となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。

(中井会長) 質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議長  
(中井会長) 質疑なしと認めます。  
本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長  
(中井会長) 議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

事務局  
(小柳係長) 日程第9、報告第1号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、事務局から報告願います。

報告第1号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、令和5年11月28日提出、蘭越町農業委員長名。

お手元に右上に報告第1号と書かれた利用状況調査リストをお配りさせていただいております。

10月17日、18日の2日間で実施いたしました、農地パトロールの調査結果を記載しております。

今年度調査した土地の総筆数は25筆、面積が124,300㎡となっております。主に令和3年度に非農地通知を発出したものの、所有者による地目変更登記が行われていない土地となります。

調査結果といたしましては、  
遊休農地が 3筆で23,666㎡  
非農地が 22筆で100,634㎡  
となっております。

今後の手続き等につきましては、遊休農地の3筆について農業委員会から意向調査を送付することとします。非農地とする土地につきましては、土地所有者へ町長の職権による一括地目変更登記への異議が無いかの意思確認をした後に農地専門委員会に諮り、その後、総会議決を経て町税務部局を通じて、法務局へ一括地目変更登記申請を行います。なお、申請時期は法務局の都合により、来年の雪解け以降となっております。

以上です。

議長  
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

日程10、報告第2号 後志地方農業委員会連合会視察研修について、西田委員より報告をお願いします。

5番  
(西田委員)

11月1日から2日までの1泊2日で新篠津村、当別町、札幌市、江別市へ行ってまいりました。参加者は中井会長と、私を含む農地専門委員7名と事務局2名です。後志全体では、45名の参加がありました。

1日目はまず新篠津村にあります有限会社大塚ファームを視察いたしました。有機JAS認定作物に先進的に取り組まれており、平成13年から有機JASの圃場認定をされて、有機JASマークでの販売をスタートし、平成22年には北海道初の有機干し芋づくりを始められ、さらに、令和2年にはグローバルGAPの認証もされています。また代表取締役の大塚裕樹社長は現役の村議会議員であり、さらに過去には農業委員の経験もあったことから、そういった立場でのお話しも聞くことができました。

その後、当別の道の駅を見学し、夜には札幌のホテルの宴会場にて懇親会が開催され、後志管内の農業委員の皆様と交流を深めることができました。

2日目はヤンマーアグリジャパン北海道支社にて施設見学及び、スマート農業についての研修がありました。

様々な農機や最新のスマート農業について、見識を深めるよい機会となりました。

私からの報告は以上です。

議長  
(中井会長)

ただ今、西田委員から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし

議長  
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

日程11、報告第3号 蘭越町農業委員会先進地視察研修について、安田委員より報告をお願いします。

16番  
(安田委員)

令和5年11月8日から10日にかけて振興の振興農政部会で行って参りました。気田委員がJA用務と重なったため、出席にはなりませんでした。視察先としまして、株式会社アクアヴェルデAWAJIへ行って参りました。場所は、兵庫県南あわじ市というところです。南あわじ市の概要ですが、農地が370ha、農業の総売上が、213.5億円、1戸当たり7反が一般的な規模だそうです。売り上げが、10a当たり150万円という事です。三毛作を行っており、その内容ですが、7月から9月までに水稻、WCSを植えて、その後、ブロッコリーや葉物野菜を着けまして、その後1月から玉ねぎという事です。水稻、WCSのあと葉物野菜で6月くらいまで伸ばしたり、緑肥と葉物野菜でいたりもするそうです。補助事業として、スマート農業実証プロジェクト事業、次世代につなぐ営農体系確立支援事業、戦略的プロジェクト研究推進事業、兵庫県先端技術研究事業などを取り込んでいるそうです。スマート農業実証を取り込んで農福連携を実現したという事です。詳しいことは、先ほどの表の下の内容になっていますが、自立自走式センシングロボットを導入致しまして、上部のカメラでハウス内を自動で勝手に歩いてセンシングするそうです。AIプラットフォームというもので、果肉、葉、脇芽などを識別するそうです。そしてスマートグラスといってメガネなのですけれども、このメガネで要らない葉等を摘む作業について、丸で囲んで該当部分が、メガネ越しに見えるそうです。このメガネを付けて障がい者に作業を全て任せているという事です。ただ機械の維持費が高くて、今は実証事業中だから維持できますが、実証事業費用が無くなった時には、維持が出来なくなるだろうとは言うておりました。

2件目の視察先として、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所（環農水研）へ行ってきました。場所は、大阪府羽曳野市にあります。用務としては農林水産業の食品等の分野で、府内企業等からの依頼に応じ研究し課題の解決を図るとして、研究例として、施設園芸（水ナス）のスマート化についての公演を聞いてまいりました。内容としては、水ナスの生産性の低下が課題としまして、優良農家のモニタリングをして、それをデータ化して、そこで、4月から6月の収穫量が少ないとか7月・8月がつや無しのはね品が多くなっている事を見つけ出しまして、炭酸

ガス施用、細霧冷房装置、自動換気装置等が必要で、導入してその結果4月から6月期の収穫量アップ、7月・8月期のつや無し果の減少を実現したそうです。さらに細霧冷房は高額なので何とかならないかと、さらに研究して、ノズルの方向や設置間隔等を変えてモニタリングして、10a/250万円で同様の効果が得られるという事を見つけたそうです。スマート化の導入について優良農家の中にはスマート化する前から同じ環境を出来ている農家もあるので全農家がスマート化をしても効果が全員上がるわけではないとのことでした。

3件目の視察先として、天王ナチュラルファームに行きまして。場所は、大阪府豊能郡能勢町天王にあります。集落の課題として、人口減少・高齢化・担い手不足などがあつたため、集落内ベンチャー集団として設立したそうです。農地中間管理機構を通じて20haを集約化しまして、令和2年～3年スマート農業を実証事業に取り組んで、ラジコン草刈り導入・ドローン導入していました。ドローン導入は、防除のみではなく、種子の湛水直播(飼料用米)をやっているそうです。機械導入で高効率化・新たな担い手の確保・更には知名度アップに繋がったそうです。更には、学校との連携という事で、立命館大学や地元の高校とドローンの播種見学、田植え、稲刈り体験などで労働力の確保をしたそうです。また企業との連携でネッツ・トヨタ等 企業側はイメージアップという事で協力してくれて、こちらも作業委託などをしたそうです。その結果新たな兼業農家も増えましたし、棚田再生プロジェクトを実現できたそうです。以上で報告終わります

議長  
(中井会長)

ただ今、安田委員から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし

以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(高田局長)

次回総会は12月21日(木)午後3時30分からを予定しておりますので、よろしくをお願いします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

その他の報告としましては、会長と古平町の金澤会長、黒松内

町の小坂会長と私の4名が明日から上京し、後志地方連独自の要望書を中村代議員、大築代議員に提出する予定です。

最後に、振興・農政専門委員会の方々には、今回の道外研修の収支決算を配布しております。

総支出額を計算した結果、今回の道外研修に関しましては、追加の個人負担は発生しませんでした。

三日目はあいにくの雨となってしまいましたが、徳島、淡路、神戸、大阪と、私自身訪れたことがない土地での三日間の視察研修となりましたが、皆様のご協力により何とか無事終了することができました。ご協力ありがとうございました。

なお、来年度の道外視察研修につきましては農地専門委員会の方々となります。ただいま予算編成時期となっておりますので、研修希望地等ありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

以上で私からの報告を終わります。

事務局  
(小柳係長)

私からはまず、委員報酬についてです。指定口座へ4月から12月分を来月中旬頃を目途に振り込む予定です。なお、新任委員の皆様は7月20日以降の在任期間に応じ、月割り、日割りした額を振込いたします。

次に先週末に実施した地区別農業委員等研修会について、欠席された方には当日使った資料を配布しましたので、お持ち帰りください。

以上です。

議長  
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第5回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時55分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟